

委員会提出議案第1号

一宮市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

一宮市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成23年6月29日提出

議会運営委員会

委員長 太田 文人

提案理由

議会運営委員会の委員定数を変更するため、本案を提出する。

一宮市議会委員会条例の一部を改正する条例

一宮市議会委員会条例（昭和 44 年一宮市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 2 項中「12 人」を「9 人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。